

デジタル田園都市国家構想交付金事業

デジタル実装タイプ

SUKUMO マイナンバーカード市民カード化構想

システム構築業務仕様書

宿毛市

企画課・健康推進課・長寿政策課・福祉事務所

1. 目的

本仕様書は、宿毛市の運用する業務について、導入事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務名

令和5年度 宿企第1号

SUKUMO マイナンバーカード市民カード化構想システム構築業務

3. 事業概要

宿毛市において、保育園や交流施設、公共交通など、子どもから高齢者まで、マイナンバーカードを利用できるシーンを提供することで、全世代のマイナンバーカードの活用を促進、マイナンバーカードの市民カード化を行う。

①マイナンバーカードの活用

マイナンバーカード1枚で、保育園、多世代交流施設等公共施設や、イベントなどの様々な施設を利用可能とする。

利用シーン：

- ・保育園（園児の登降園カード）
- ・多世代交流施設（施設の利用券）
- ・公共交通（公共交通割引券）
- ・医療機関（共通診察券）
- ・各種イベント（地域交流イベント参加券）

②マイナンバーカードへのポイント付与

ポイントプラットフォームを構築することで、マイナンバーカードに地域ポイントを付与し、利用を促進する。

③地域独自のデータ活用プラットフォーム構築

マイナンバーカードによる、市民の各種施設、イベント等の利用履歴を蓄積できる仕組みを構築する。

また、蓄積したデータを可視化するとともに、他システムで蓄積した履歴データを取り込めるダッシュボードを整備する。

本プラットフォームは市民が自身の行動を確認するために利用するほか、行政がデータを活用する。



図1.事業イメージ

4. 業務内容

本業務における内容は、以下のとおりとする。

(1) マイナンバーカードによる園児登降園等管理システム導入

現在、宿毛市内の保育園では、園児の登降園管理などを手作業で行っており、共働き世代などが、祖父母等に送迎を頼んだ場合に、既に登降園ができているかどうかなどの確認は、電話等で保育園に確認が必要である。

この課題を解決するために、登降園時に園児本人等がマイナンバーカードをリーダーにかざすことにより、園児の登降園が、リアルタイムに保護者のスマートフォンから確認できる等の管理システムを導入し、保護者の負担を減らすことで、より子育てしやすい環境を整える。

①基本要件

- ・ システムを構築する上で予定している機能は、別紙「本市が求める機能要件一覧」のうち「マイナンバーカードによる園児登降園等管理システム 機能要件」に示すとおりとし、当該要件を満たすシステムを提案すること。尚、機能要件に限らず、有効な機能・構成等があれば積極的に提案すること。
- ・ システムを稼働させるために必要となる設定作業等の一切を含めて提案し、業務完了時に園児登降園等管理システムが遅滞なく稼働出来る状況で引き渡すこと。
- ・ システム導入が必要である保育園は以下のとおりとする。

施設名	住所	職員数	園児数
山田保育園	宿毛市山奈町山田 2322 番地 1	13 名	48 名
平田保育園	宿毛市平田町戸内 3357 番地 4	13 名	45 名
小筑紫保育園	宿毛市小筑紫町田ノ浦 937 番地	7 名	16 名
二ノ宮保育園	宿毛市二ノ宮 998 番地 3	10 名	27 名
きぼうが丘保育園	宿毛市希望ヶ丘 4 番地	39 名	190 名
おきのしま保育園	宿毛市沖の島町母島 445 番地	2 名	2 名

※職員、園児数は令和 5 年 6 月時点

- ・ マイナンバーカードを利用して登降園の読取りを行う箇所は 7 か所（きぼうが丘保育園 2 か所、その他の園は各 1 か所）とし、必要となる機器（カードリーダー、接続用端末等）を提案すること。
- ・ 園児登降園等管理システムが利用できる端末台数は 42 台とし、システム稼働要件を満たすことに加え、導入後最低 5 年間は十分なレスポンスが得られる構成を想定し、導入実績のある安定性、信頼性、保守性に優れた機器を提案すること。
- ・ システムをオンプレミス型で構築する場合には、宿毛市役所のサーバ室内の指定ラックに設置することとし、ラックへの搭載にかかる作業については提案に含めること。
- ・ 職員に過度な負担を強いることがないように考慮すること。

②研修業務

- ・ システム導入時に、システム利用者向け研修を最低2回実施すること。尚、時間については、1回あたり1時間を目安とすること。
- ・ 研修が必要な人員が漏れなく受けられるよう回数・時間を調整すること。
- ・ 研修はシステムに精通した講師等により実施すること。
- ・ 操作マニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。また、研修に要する費用はシステム提供者の負担により準備すること。
- ・ 保護者向けの操作マニュアルを備え、保護者用アプリや専用ページから閲覧できること。
- ・ その他操作研修について必要有効な提案があれば併せて提案すること。

③運用・保守業務

- ・ 保守作業等による停止を除き、年間を通じて毎日運用ができること。
- ・ 利用者が電話、電子メール等で問い合わせを行えるヘルプデスクを設置する等、サポート体制を構築すること。
- ・ 保育関連の制度改正にあわせてバージョンアップ等を実施し、最新制度に対応したシステムを利用できるようにすること。尚、当該バージョンアップに関する費用は別途協議とする。
- ・ その他保守・サポートについて必要有効な提案があれば併せて提案すること。

④セキュリティ要件

- ・ ウイルス、ワーム、ボット等の不正プログラムの感染の防止等の情報漏洩及び改ざんを防ぐためのセキュリティ対策を講じること。
- ・ 参照・編集等範囲の制限等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- ・ クラウドサービス等 SaaS にてサービスを提供する場合、クラウドサービスを用いるメリットやセキュリティ実装方法について提案すること。
- ・ システムへのアクセスログを保存し、不正アクセス発生時は速やかに報告するとともに、対応結果を当市に提出すること。
- ・ その他、システムにおける情報の取り扱いに関して、関係法令・条例等に基づき、適切な管理を講じること。

(2) マイナンバーカードによる各種施設等利用サービス

現在、公共施設・公共交通の利用には、それぞれ、別の ID が紐づけられたカードを発行しており、利用者は複数のカードを所持、持ち歩く必要があるとともに、施設ごとに使い分ける必要があり、また、各施設の申し込みにおいても、それぞれに申込書に記載が必要である。

この課題について、マイナンバーカードの拡張領域に、宿毛市 ID を払い出すことで、マイナンバーカード 1 枚で学生等が多く利用する図書館、公共交通を利用可能とするとともに、利用申請についても、最低限の記載等で申し込みができるサービスを提供することで、利用者の利便性を向上する。

①基本要件

- ・ システムを構築する上で予定している機能は、別紙「本市が求める機能要件一覧」のうち「マイナンバーカードによる各種施設等利用サービス 機能要件」に示すとおりとし、当該要件を満たすシステムを提案すること。尚、機能要件に限らず、有効な機能・構成等があれば積極的に提案すること。
- ・ 機能要件で示すマイナンバーカード AP 搭載システムについては市が敷設している LGWAN 回線の利用を前提とすること。
- ・ システムを稼働させるために必要となる設定作業等の一切を含めて提案し、業務完了時にマイナンバーカードによる各種施設等利用サービスが遅滞なく稼働出来る状況で引き渡すこと。
- ・ マイナンバーカードの空き領域へ宿毛市 ID を格納する為に必要となる機器の設置は以下の 11 か所とし、必要となる機器 13 式（カードリーダー、宿毛市 ID 登録用端末等）を提案すること。

施設名	住所	設置数
文教センター	宿毛市中央 2 丁目 7-14	1 式
山田保育園	宿毛市山奈町山田 2322 番地 1	1 式
平田保育園	宿毛市平田町戸内 3357 番地 4	1 式
小筑紫保育園	宿毛市小筑紫町田ノ浦 937 番地	1 式
二ノ宮保育園	宿毛市二ノ宮 998 番地 3	1 式
きぼうが丘保育園	宿毛市希望ヶ丘 4 番地	1 式
宿毛市役所	宿毛市希望ヶ丘 1 番地	2 式
宿毛市役所 中央支所	宿毛市桜町 2 番 1 号	2 式
宿毛市役所 東部支所	宿毛市平田町戸内 2093 番地 2	1 式
宿毛市役所 小筑紫支所	宿毛市小筑紫町福良 80 番地 6	1 式
宿毛市役所 沖の島支所	宿毛市沖の島町母島 1003 番地	1 式

- ・ 図書カードをマイナンバーカードに統一するにあたっては、宿毛市が導入している図書館システムを利用することを前提とする。ついては、宿毛市が導入している図書館システムの導入ベンダーと協議のうえ提案を行うこと。
- ・ システムをオンプレミス型で構築する場合には、宿毛市役所のサーバ室内の宿毛市が指定するラックに設置することとし、ラックへの搭載にかかる作業一切については提案に含めること。
- ・ 施設を利用する際にマイナンバーカードを読み取る為の機器を設置する箇所は以下の72か所とし、必要となる機器（カードリーダー、接続端末等）を提案すること。

施設種別	施設数	利用用途
図書館	1	図書館を利用する際の図書カード
コミュニティバス	2	運賃の減免対象者の確認
隣保館（児童館）	3	市民・児童の交流施設を利用する際の利用者証
地域子育て支援拠点	1	就園前の子どもや親の交流施設を利用する際の利用者証
体育館・運動ジム	3	市民の体力づくり・サークル活動・運動イベント実施の際の参加証
集会所	50	地域住民主体の健康づくり活動の参加証
避難所	12	災害時に設置する市指定避難所に設置し、災害時に誰がどこに避難しているかを確認

②研修業務

- ・ システム導入時に、運用者向け研修を最低2回実施すること。時間については、1回あたり1時間を目安とすること。研修が必要な人員が漏れなく受けられるよう回数・時間を調整すること。
- ・ 操作マニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。また、研修に要する機材は本事業調達物品にて行うこと。
- ・ その他操作研修について必要有効な提案があれば併せて提案すること。

③運用・保守業務

- ・ お客様システム管理者が電話、電子メール、等で問い合わせを行えるヘルプデスクを設置する等、サポート体制を構築すること。
- ・ システム障害対応窓口を設置すること。障害発生時には、当市へ連絡し、初期対応として原因調査を実施し、発生箇所の切り分けを実施し、関係者への報告や対処を行うこと。
- ・ その他保守・サポートについて必要有効な提案があれば併せて提案すること。

④セキュリティ要件

- ・ ウイルス、ワーム、ボット等の不正プログラムの感染の防止等の情報漏洩及び改ざん

を防ぐためのセキュリティ対策を講じること。

- ・ 参照・編集等範囲の制限等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- ・ クラウドサービス等 SaaS にてサービスを提供する場合、クラウドサービスを用いるメリットやセキュリティ実装方法について提案すること。
- ・ システムへのアクセスログを保存し、不正アクセス発生時は速やかに報告するとともに、対応結果を当市に提出すること。
- ・ その他、システムにおける情報の取り扱いに関して、関係法令・条例等に基づき、適切な管理を講じること。

(3) マイナンバーカードによる市民ポイント付与サービス

宿毛市においては、市民一律の地域振興券を配布するなどの施策をおこなってきた経過があるが、一律の配布のため、市民の行動変容などを行うことができなかった。

そこで、マイナンバーカードにポイントを付与する仕組みを構築することで、市民の健康増進活動等や、共助に関する取り組みなど、市民自身が行う「健康で住みやすい街にするための取り組み」を促進する活動にポイントを付与し、貯めたポイントに応じて景品を進呈する等で、市民のお得感醸成と行動変容を促す。

①基本要件

- ・ システムを構築する上で予定している機能は、別紙「本市が求める機能要件一覧」のうち「マイナンバーカードによる市民ポイントサービス 機能要件」に示すとおりとし、当該要件を満たすシステムを提案すること。尚、機能要件に限らず、有効な機能・構成等があれば積極的に提案すること。
- ・ システムを稼働させるために必要となる設定作業等の一切を含めて提案し、業務完了時にマイナンバーカードによる市民ポイント付与サービスが遅滞なく稼働出来る状況で引き渡すこと。
- ・ 各種施設等利用サービスと連携することとし、ポイントを付与するためにマイナンバーカードを読み取りさせる為の機器は「(2) マイナンバーカードによる各種施設等利用サービス」で提案を受ける読み取り機器を併用すること。
- ・ サーバ機器類について、システムをオンプレミス型で構築する場合には、宿毛市役所のサーバ室内の宿毛市が指定するラックに設置することとし、ラックへの搭載にかかる作業一切については提案に含めること。
- ・ ポイント管理システムについては、宿毛市が利用する LGWAN ネットワークからのみ接続が行えること。
- ・ ポイント管理システムは、宿毛市が提示するパソコンへ設定が行えるものとし、その設定作業に関しても提案へ含めること。
- ・ ポイントを付与するにあたり、宿毛市が別で導入しているスーパーアプリ「すくナビ」

にポイント情報を連携することを前提とする。については、宿毛市が導入しているスーパーアプリの導入ベンダーと協議のうえ提案を行うこと。

②研修業務

- ・システム導入時に、運用者向け研修を最低2回実施すること。時間については、1回あたり1時間を目安とすること。研修が必要な人員が漏れなく受けられるよう回数・時間を調整すること。
- ・操作マニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。また、研修に要する機材は本調達物品にて行うこと。
- ・その他操作研修について必要有効な提案があれば併せて提案すること。

③運用・保守業務

- ・お客様システム管理者が電話、電子メール、等で問い合わせを行えるヘルプデスクを設置する等、サポート体制を構築すること。
- ・システム障害対応窓口を設置すること。障害発生時には、当市へ連絡し、初期対応として速やかに原因調査を実施し、発生箇所(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等)の切り分けを実施し、関係者への報告や対処を行うこと。
- ・その他保守・サポートについて必要有効な提案があれば併せて提案すること。

④セキュリティ要件

- ・ ウイルス、ワーム、ボット等の不正プログラムの感染の防止等の情報漏洩及び改ざんを防ぐためのセキュリティ対策を講じること。
- ・ 参照・編集等範囲の制限等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- ・ クラウドサービス等 SaaS にてサービスを提供する場合、クラウドサービスを用いるメリットやセキュリティ実装方法について提案すること。
- ・ システムへのアクセスログを保存し、不正アクセス発生時は速やかに報告するとともに、対応結果を当市に提出すること。
- ・ その他、システムにおける情報の取り扱いに関して、関係法令・条例等に基づき、適切な管理を講じること。

(4) データ活用プラットフォームサービス

マイナンバーカードによる市民の公共施設の利用状況や、各種イベント等への参加データ利用履歴を蓄積する。

蓄積したデータについてはダッシュボードを構築すること。また市民自身が自身の行動履歴を把握できる仕組みを提供する

あわせて、宿毛市ポータルアプリなど、他システムからのデータを取り込める仕組みを構築し、市民は、宿毛市の提供する様々なサービスの利用履歴を確認することができるようになる。

本プラットフォームを利用し、様々な市民の行動データを活用できるようになるため、市民のデータを分析し、健康行動等を促進する政策決定を行うことができるようになり、マイナンバーカードを活用した EBPM を行うことができるようになる。

①基本要件

- ・ システムを構築する上で予定している機能は、別紙「本市が求める機能要件一覧」のうち「データ活用プラットフォーム 機能要件」に示すとおりとし、当該要件を満たすシステムを提案すること。尚、機能要件に限らず、有効な機能・構成等があれば積極的に提案すること。
- ・ システムを稼働させるために必要となる設定作業等の一切を含めて提案し、業務完了時にデータ活用プラットフォームが遅滞なく稼働出来る状況で引き渡すこと。
- ・ 職員が利用する分析ツールに関して、市が敷設している LGWAN 回線の利用を前提とすること。
- ・ サーバ機器類について、システムをオンプレミス型で構築する場合には、宿毛市役所のサーバ室内の宿毛市が指定するラックに設置することとし、ラックへの搭載にかかる作業一切については提案に含めること。

②研修業務

- ・ システム導入時に、運用者向け研修を最低 2 回実施すること。時間については、1 回あたり 1 時間を目安とすること。研修が必要な人員が漏れなく受けられるよう回数・時間を調整すること。
- ・ 操作マニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。また、研修に要する機材は本調達物品にて行うこと。
- ・ その他操作研修について必要有効な提案があれば併せて提案すること。

③運用・保守業務

- ・ お客様システム管理者が電話、電子メール、等で問い合わせを行えるヘルプデスクを設置する等、サポート体制を構築すること。

- ・ その他保守・サポートについて必要有効な提案があれば併せて提案すること。

④セキュリティ要件

- ・ ウイルス、ワーム、ボット等の不正プログラムの感染の防止等の情報漏洩及び改ざんを防ぐためのセキュリティ対策を講じること。
- ・ 参照・編集等範囲の制限等、ソフトウェア面でのセキュリティ対策を講じること。
- ・ クラウドサービス等 SaaS にてサービスを提供する場合、クラウドサービスを用いるメリットやセキュリティ実装方法について提案すること。
- ・ システムへのアクセスログを保存し、不正アクセス発生時は速やかに報告するとともに、対応結果を当市に提出すること。
- ・ その他、システムにおける情報の取り扱いに関して、関係法令・条例等に基づき、適切な管理を講じること。